

第4回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月25日（火） 午後2時00分～午後2時40分
2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室
3. 出席委員（19名）
4. 欠席委員（1名）
5. 議案
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による電気通信事業者の送電用電気工作物等の事業計画について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届け出について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について
議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（変更）に対する意見について
6. 農業委員会事務局職員（2名）

7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から7月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が16名出席、推進委員が3名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

皆さん、お暑い中ご出席いただきましてありがとうございます。全国的に大雨となり、農地や農作物に大きな被害をもたらした梅雨も内子町では大きな被害もなく、先週梅雨明けとなりました。今年の夏は、例年になく暑くなると予測されております。皆さんも、体調管理に十分注意していただいて今年の夏を乗り越えていただきたいと思っております。

それでは、ただいまより第4回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、9件、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による電気事業者の送電用電気工作物等の事業計画について、1件、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による届け出について、1件、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、3件、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、1件、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、2件、議案第4号、非農地証明について、1件、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について、3件、議案第6号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（変更）に対する意見について、

案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番●委員、●番●委員を指名いたしますのでよろしく申し上げます。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より説明をいたします。

事務局

報告第1号は9件でございます。議案書のほうは1ページから16ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相続により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

以上でございます。

会長

只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による電気事業者の送電用電気工作物等の事業計画について、事務局より説明をいたします。

事務局

報告第2号は1件でございます。議案書のほうは17ページから19ページまでになります。議案書の17ページをご覧ください。この事業計画につきましては、電気事業者の行う特別高圧送電線の建替に伴う転用であり、農地法第5条第1項第7号の規定により、転用許可の要らない案件となっております。転用事業者は、●です。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆で、転用に係る面積は、畑74.82㎡です。隣接する山林と合わせて、270.52㎡の敷地に1基の鉄塔を建てる計画です。農地区分については、農業振興地域の農用地区域外農地となっております。

申請地の地図につきましては、18ページと19ページに掲載しておりますので、ご確認ください。

愛媛県に事業計画の申請があり、県より意見を求められておりますので、事務局長専決により、この事業計画に係る転用目的は妥当であると回答いたしましたのでご報告します。

以上でございます。

会長

只今の報告第2号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

会長 次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をいたします。

事務局 それでは、本日お配りしました別紙の議案書をご覧ください。
報告第3号は、1件でございます。農地法第18条第6項の規定により、農地の賃貸借について貸し手と借り手の間で合意解約が成立した旨の届出がありましたのでご報告いたします。
内子町●の農地、畑2筆 6, 030㎡で、貸付人は、内子町●の●さん、●さん、借受人は、内子町●の●さんです。
書類に不備もありませんでしたので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたことをご報告させていただきます。
以上でございます。

会長 只今の報告第3号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長 特にないようですので、以上で報告第3号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案書の20ページをご覧ください。議案第1号の1についてご説明いたします。表の左側の番号1番になります。
申請地は、内子町●の農地、田10筆、5, 649㎡です。
譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、贈与による所有権移転です。
それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。
第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は、生産に必要な農機具も保有し、農作業経験も十分あるので、農業に必要な技術はあります。また、申請地は自宅付近から車で15分であることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。
第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号

事務局

の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

7月19日、農業委員の●さんと一緒に申請代理人の行政書士●事務所を訪ねて話を聞きました。

譲渡人の●さんと、●の●さんは、●さんの父親が兄妹であり、今回、贈与することになったそうです。申請地は、●さんを補助する形で母の●と●さんが農業に携わっておられ、贈与後も今まで通りに耕作されることが見込まれます。

●さんは、新規就農ではありますが、トラクターなどの農機具は母の●さんが所有しておられ、借用して農業に励まれるとのことでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

●番 ●委員

議長。

会長

●委員。

●番
●委員

先ほど、新規就農と言われたんですが、資料には農業経験も十分にあると書いてありますが、そのところはどうか。

事務局

議長。

会長

事務局。

事務局

ご本人さんが10年以上、●さんが16年以上一緒に農業をされていると聞いております。

●番 ●委員

議長。

会長

●委員。

●番 ●委員

書類上は新規就農になるんですか。

事務局

議長。

会長

事務局。

事務局

農地を持っていませんでしたので、新規就農になります。

会長

他にございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号の2、および議案第1号の3、については、農地の交換となっております。合わせて説明し、議決は議案ごとにいたします。それでは、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の20ページをご覧ください。議案第1号の2についてご説明いたします。表の左側の番号2番になります。

申請地は、内子町●の農地、田2筆 904㎡です。

譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんです。

次のページをご覧ください。

議案第1号の3についてご説明いたします。表の左側の番号3番になります。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 888㎡です。

譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんです。

以上のように、●と●のそれぞれ農地の交換を申請されております。

それでは、別紙調査書の2ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

議案第1号2の●さんの調書です。

第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人の農作業経験年数は60年となっておりますので経験はあります。また、生産に必要なトラクターや田植え機などを保有しておりますので、全部効率利用要件は満たされていると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間330日以上農作業に従事することから、農作業

事務局

常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

次に、議案第1号3の●さんの調書になります。

第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人の農作業経験年数は70年となっておりますので経験はあります。また、生産に必要なトラクターや田植え機などを保有しておりますので、全部効率利用要件は満たされていると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間250日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしく願います。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

7月18日、農業委員の●さんと一緒に、申請代理人の行政書士●事務所に電話で話を聞きました。

譲渡人の●さんと譲受人の●さんで農地の交換をすることになったそうです。

●さんは、農業歴60年、水稻や柿や露地野菜を栽培し、農業経験もあり特に問題はないと思われます。

●さんは、農業歴70年、水稻やぶどうや露地野菜を栽培し、農業経験もあり特に問題はないと思われます。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

会長

議案第1号の2及び第1号の3について調査の報告がありました。議案第1号の2について許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号の3を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の22ページをご覧ください。地図の方は23から25ページになります。22ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 85㎡です。申請人は、香川県●の●さんで、転用の目的は自己住宅です。

転用の理由といたしまして、申請人の父親が自己住宅を建設する際に、宅地に隣接する申請地を一体利用し住宅を建設して、現在に至っております。申請地は、●さんが相続されており、違反転用の状態を解消したいとして、始末書を添付して申請書が提出されております。

それでは、別紙調査書の4ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小規模な生産性の低い農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。雨水などは既存の排水施設に排水することから、周囲への影響は無いものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

7月19日、農業委員の●さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請人の父親が自己住宅の建築の際に申請地を無許可で一体利用しておりました。今では、父親も亡くなり申請人が相続したことから、これまでの違反転用の状態を解消したいとして、今回の申請に至ったそうです。

隣接する農地は、●さんが所有しており、特に問題は無いものと思われれます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書

会長

を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案第3号の1を審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第3号の1の説明をいたします。議案書の26ページをご覧ください。表の左側の番号1番になります。地図の方は27から29ページになります。26ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑2筆 367㎡、です。貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんです。

転用の理由といたしまして、借受人は内子町●に居住しておりますが、子供の成長に伴い現住居が手狭になってきたことから、申請地を借り受けて、自己住宅の建築と駐車場を設けたいとのことです。

それでは、別紙調査書の5ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。地盤を固めて土砂の流出を防ぎ、下水や雨水は水路に排水することから周囲への影響は無いものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

●委員

7月18日、申請代理人である行政書士●事務所に電話で話を聞きました。

借受人の●さんは、現在住んでいる借家が手狭になってきたことから、父親の所有する申請地を借り受けて自己住宅を建築し、隣接地には駐車場を設けたいとのことです。

申請地は、地盤を押し固めて造成し下水や雨水は水路に排水することから周辺農地への影響は少なく、特に問題は無いと思われれます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。議案第3号の1を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

続きまして、議案第3号の2を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の26ページをご覧ください。表の左側の番号2番になります。地図の方は30ページから32ページになります。26ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑2筆 188㎡、です。

譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、転用の目的は資材置場です。

譲受人は、事業規模拡大により資材置場が手狭になってきたことから、事務所横の申請地を譲り受け、資材置場として利用したいとのことから申請に至っております。申請地は、既に譲受人が資材置場として利用していることから、違反転用となっており、始末書が提出されております。

それでは、別紙調査書の6ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。申請地には、排水路を設けて排水することから、周囲への影響は無いものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

●委員

7月19日、申請代理人である行政書士●事務所に電話で話を聞きました。

譲受人の●さんは、仕事量の増加にともない工事資材も増えてきたことから、資材置場を確保したいとことです。申請地は、既に資材置場として利用していたため、始末書も提出されているようです。

申請地は、地盤を押し固めて造成し、雨水は水路に排水することから周辺農地への影響は少なく、特に問題は無いと思われれます。

●番 ●委員

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第4号、非農地証明について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の36ページをご覧ください。議案第4号についてご説明いたします。地図の方は、37、38ページになります。

36ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 1, 384㎡です。申請人は、内子町●の●さんです。

それでは、別紙調査書の8ページをご覧ください。現地写真は9ページになります。8ページにお戻りください。

申請理由として、申請地は傾斜がきつく耕作するのに非常に不便な場所であり、鳥獣被害も深刻で農地として維持管理していくことが大変困難であったことから、約40年前に杉、桧を植林したとのことです。農地への復旧は困難な状態となっており、始末書も提出されております。

また、判断基準である4項目も全て満たしており、事務局としては、非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番
●委員

7月18日、農業委員の●さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、有害鳥獣の被害増加などにより耕作しても収穫量が上がらないことから、約40年前に植林をして現在に至ったそうです。

現地も確認しましたが、山林となっており、始末書も提出されていることから、特に問題は無いものと思われまます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。

次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の39ページをご覧ください。内子町長より、令和5年7月7日付けで、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について承認を求められています。公告の予定年月日は、令和5年7月31日です。

集積計画の概要ですが、40ページをご覧ください。利用権の新規設定が、田5筆 4, 630㎡ 畑1筆 4, 739㎡、合計6筆、9, 369㎡です。再設定が、畑1筆 1, 614㎡です。

集積計画の内訳については、41ページをご覧ください。表の左側に番号を打っておりますので、1番から順番にご説明いたします。

1番、内子町●の農地から、内子町●までの農地、田5筆、4, 630㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、【相続人代表】●さん、内子町●の●さん、●さん、借受人は、内子町●の●さんで、使用貸借権及び賃借権の新規設定です。

2番、内子町●の農地、畑1筆、4, 739㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、賃借権の新規設定です。

3番、内子町●の農地、畑1筆 1, 614㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、相続人代表●さん、借受人は、内子町●の●さんで、賃借権の再設定です。

以上、いずれの案件も農作業常時従事日数など基盤強化促進法第18条

事務局

第3項の規定の要件を満たしていると思込まれます。
ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はありますか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、内子町農用地利用集積計画は原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、議案第6号、「内子町経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(変更)に対する意見について」を審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の42ページをご覧ください。議案第6号についてご説明いたします。

内子町経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、農業委員会に内容の確認及び意見を求められております。

回答期限は、7月26日です。

次のページをご覧ください。

この計画は、5年ごとの見直しをすることになっており、今回は令和8年の予定です。今回は、農業経営基盤強化促進法の一部改正があり、ページ44の赤字部分、農業を担う者の確保及び育成に関する事項が追加されました。

ページ46をご覧ください。

新旧対照表です。

第4条に農業を担う者の確保及び育成に関する項目が4項目追加されて、第5条、利用関係の改善が「効率的かつ相互的な利用」と改められました。また、項目が1項目追加されたため、4番が5番、5番が6番と番号が繰り下がりました。

ページ47からページ49には、詳細な内容が書かれておりますのでお目通しください。

農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴うものでありますので、よろしくお願いいたします。

会長

事務局より説明がありました。

それでは、内子町経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想につ

会長

いて、ご意見、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件については原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思います。